

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第六十号

昭和二十七年七月七日(月曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
委員 山本 米治君
加藤 正人君
小林 孝平君
吉田 法晴君
島 清君
廣野 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

政府委員

法務府法制意
見第三局長

大蔵省主計局長

通商産業政務次官

資源庁炭政局長

資源庁開採部長

兼第二課長

事務局長

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

農林省農地
局管理部長

谷垣 專一君

本日(の)會議に付した事件

○臨時石炭鉱害復旧法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員(竹中七郎君) 只今より通商
産業委員会を開会いたします。

臨時石炭鉱害復旧法案を議題といた
します。質問をお願いいたします。

○吉田法晴君 私は、鉱業法審議に際
しまして、この法律の制定について要
望をしております。原状回復主
義の百九條に關連しまして、原状回復主
義か、金銭賠償主義かという抽象的な
議論でなく、実際に鉱害が原状に、
効用という言葉を使われなければなら
ない。回復される具体的な措置を講ぜら
れることを望み、鉱業法の審議中、閣
議決定を見て審議会ができたのであり
ます。その後審議会において非常な苦
勞を頂いた、或いは詳細な調査をして
頂いたという、その結果この法律がで
きました経緯については、敬意を表し
たいと存するものであります。特に西尾
課長がこの法律のためと申しますか、
遭難、一命を失われるようなことにな
りましたことについては、深甚の敬意
と哀悼の誠を捧げなければならぬと思
うのであります。で、き上つて参りま
した法律は、どうも私も、この間の
事情を知っておりますものとして相当
の不満があると申しますか、或いは法
案の中にも幾多の矛盾が残つておる。
それから鉱害に対するこれは法律であ
りますので、鉱害の人的な表現とい
うことになりまして、これは被害者と
いうことにならざると思ふのですが、その
被害者のための利益と、それから加害
者の利益とがこの法案においてアンバ
ランスを来しておるというように考え
ざるを得ないのであります。そこで結
論は、この法案が衆議院で修正を受け

ましたけれども、もう少し明らかにし
て参りませんという、この法案につ
いて私も賛意を表しかねます。そ
こで質疑をいたし、法案の條文につ
いて、或いは制度について、運用につ
いて、原案以上の筋を通して頂くこと
を希望するわけであります。

第一に、この法案を作られるに至つ
たときの精神と、立案に着手された
ときの精神と、でき上つたものとの差
異であります。具体的に申上げて参り
ませんと質問になりませんから、先ず
鉱業法立案の結論から関連してお尋ね
いたしたいと思ひます。鉱業法改正草
案審議の結論であります。手許に片川
さんが書かれたものしかございません
から、それを讀上げて参りますけれど
も、鉱害賠償制度について一たびは「原
状回復を以てすることを原則としてみ
た」、これは平田さんの時代に原状回復
主義が一応出たというのを私も承
知いたしております。ところがその結
論によりまして、「炭鉱地帯における鉱
害賠償義務者の経理内容の現況を見る
と、これを炭礦政策と切離し、一挙に
原状回復の責任を鉱業権者のみに負担
させることは妥当ではなく」といふ文
句がございます。これは当時炭礦も抑
えられておるというやうな実情から、
賠償義務の全部を鉱業権者に賦課し
て、そして原状回復をやらせるとい
うことはその当時は困難であつた、こ
う意味だと思ひます。續いて「まし
て戦時中、国が強行した生産の結果を
考慮するなば別途適切な方策を講じな

ければならないこと」といふのがござ
います。これは戦時特別鉱害になつた
と思ふのであります。そのあと「ま
た今直ちに民法の金銭賠償主義の原則
に對して特例を認めることはその妥当
性に乏しく、このような改正は寧ろ事
実の成立を俟つて後これを行うのが適
当であるとする」といふ文句がござ
います。そのあとに、これは「委員会
における審議経過」といふことが書い
てありますけれども、そういう見出し
であります。炭鉱における土地陥落
の復旧については、国として抜本的措
置が必要であること。現に行う商工
省、農林省、安本、建設省において公
共土木事業費による現状回復を強行に
推進し、予算的、行政的措置の確立を
期すること。こういう文句と申します
か、結論が出ております。そこで最初
の原状回復主義を鉱業法上には出さな
かつたけれども、それが事実の成立を
待つて後これを行う、こういう点をど
ういう工合に考えられておられるの
か、これは一昨日石川委員からも、今
後の立法政策として問われたところで
ありますが、この鉱業法立案審議に参
加せられました、これは通産省であり
ますか、どこでありますか、出席され
ておる中の責任官庁においてお答え願
ひたい。

○政府委員(大山隆君) 鉱業法では、
御説の通り金銭賠償主義に現在なつて
おります。鉱業法改正のときに、原
状回復ということも出ましたけれど
も、一応この臨時石炭鉱害復旧法案を

作りますときは、現在の鉱業法は金銭
賠償主義というものにきまつておりま
して、その鉱業法が成立したばかりで
あるので、その例外といふことになる
と工合が悪いといふので、一応金銭賠
償主義の範圍を逸脱しないで、その範
圍内で何とか原状回復の方向に持つて
行く、鉱業権者に対しては、どこまで
も鉱業法の金銭賠償の範圍内の賠償金
をとり立てまして、足らない分を国庫
補助で原状回復をやる、こういう形
で法律を作つておりました。この法律に
よつて金銭賠償主義を原状回復主義に
改めるといふ考え方は、法律制定のと
きからとつてありません。將來としま
しては、この前炭政局長からも個人的
に御答弁がございましたように、私
どもとしても、或いは金銭賠償主義で
なくて、原状回復主義に持つて行かな
くてはいけぬのではなからうかとい
うふうに考えております。ただこの法
律ではまだそこまで推進しておりま
せん。

○吉田法晴君 炭政局長が見えておる
やうですが、これは或いは石川さんに
御質問を願うのが妥当かも知れませ
んけれども、この前將來の立法政策につ
いて考慮し、発言をしたといふこと
でありました、今のような御答弁な
のか、この際一つ承わりたいと思ひま
す。

復旧法と、今度提出されておりますこの一般飲害復旧法案と、これに飲業法及び飲山保安法を併せて、現在の飲業法体系で、日本の飲害問題が完全に且つ円滑に処理されて行くというふうにはこれは申しかねると思ひます。従つてこの問題の解決のためには、相当な時間と忍耐をかけて、かなり慎重に考慮しなければならぬ問題が多々あると思ひますが、それに対する私の個人的な考え方といたしましては、第一、問題がどこにあるかということを見定めなければならぬと思ひます。問題に関する特殊性と申しますのは、ほかの国に比べて非常に人家が密集しており、且つ田畑にしましては水田が多い、これが非常な飲害問題を複雑ならしめておる特長であります。こういうふうな非常に悪い條件の下に置かれております石炭飲業というものと、それからそれによつて被害をこうむる地上の各物件というものと、利害關係の調整をどうするかという点につきまして、我が国の資源の状況、或いは一般の住居状態、或いは農業経営の状況、食糧確保の問題、こういうふうな我が国固有のそれらの條件に應じたこれらの問題を十分研究いたしまして、それと地下資源の採掘というものの關係を考慮して結論を出さなければならぬわけでありまして、そういうふうな特殊性は十分考慮いたしますといたしまして、先ずスタートになりますのは、それではその両方の対立の利害がどこで調整されるか、どこで又対立するか、こういう点であります。その点をしっかりとさせるためには、地下の採掘行為というものが上にどうい

うふうな影響を及ぼすかということが明確につかめない限りは、この利害がどういふふうに対立しておるか、或いはどういふふうに対立し得るかという結論も出ないわけでありまして、原因と結果の關係というものを明確につかむということが、これは必要不可欠の前提であります。これは一応理論的には、地下何尺の所で何メートルの高さを掘れば、上にどの程度の陥落ができるかということは一般的に言われておりますけれども、それが地層の状態その他いろいろの四国の状況に応じて、どの程度正確に言い現わされるかということにつきましては、まだ日本ではそういうようなデータが全然ないのであります。一番飲害問題の深刻なドイツやイギリスにおきましては、先ず測量問題を飲害対策のスタートにいたしまして、地下の採掘と地表の変動というものの因果關係、その計数を精密につかんでおります。従つてどういふ條件の下にどういふふうな採掘をすれば、そこには、地上にはこういう被害が起きるといふことが出て来ておる。従つて石炭の採掘というものを、それから、それから起ると予想せられる飲害というものを、そこで或る程度の数字的な予想がつくわけでありまして、そういうことをして、初めて飲害問題に対する正確な設計ができるわけでありまして、遺憾ながら我が国では、そういうふうな制度がありませぬ。そういうことをやることが技術的に不可能かと思ひますと、決してそれほどむづかしいものではないものであります。できるわけでありまして、けれども、ただそういうふうな測量制度というふうなものが、かなり長い時間を

かけて、相当長期に亘つて、広い範囲で取材をしなければ一定の結論的な計数が出て来ないのであります。飲山測量制度に關します日本の歴史というものが殆んどまだ若いというよりも、なきに等しいような現況でありますので、それから先ず立て直して行つて、初めて根本的な飲害対策というものが緒につくと思ひます。ですからそういう点をできるだけ早く固めて、科学的な飲害問題に対するいろいろの計数をつかむというふうなところへ持つて行かなければならぬわけでありまして、それには勿論今すぐ出るわけでもありませんので、その結論を待つて根本的な対策を立てるということでは、これは現在当面してあります飲害をそのまゝ何年か放擲することになりますので許されぬ、こういう状況にあるわけでありまして、そこでこの特別飲害法にいたしまして、現在のこの飲害復旧法にいたしまして、現行のこの飲害復旧法にいたしまして、これを一応そのスタートで説明されております通りに、臨時に目前の被害を片付けるというものが第一の問題であります。取りあへずまあ不十分な対策ではありますけれども、できるだけ速かに累積おきてます飲害を処理いたしまして、日本の飲山経営というものを常態に戻すということに努力しなければならぬ。又異常に不安になつております炭鉱地帯の住民の心というものをそこ安定せなければならぬというところ、こういう御趣旨で臨時的なものとして扱われておりますが、こういうことをいたしまして、取りあへず目前の飲害を何らかできるだけ解決の方法に導くという努力をしつつ、先ほ

ど申しましたような根本的な問題につきましても準備と研究を進めることによつて、その経過において、どのくらい時間がかかるかわかりませんが、その経過において結局飲害法の問題、保安法の問題、或いは飲害賠償の問題につきまして、もつと具體的な結論にだん／＼近付くことができるのではないかと、こういうふうな考えをしておるわけでありまして、従つて現在から地上と地下との調整をどの方向に持つて行くべきかという目標は決して立ち得ないのであります。何かいま一層計画をするには、結論を導くためには努力はしなければならぬ。その努力をするためにはこういう問題があるということこそまでは私も大體感じておりますけれども、それではその結論がどうなるかというところは、これはもうその過程においておのずから出て来る。従つて現在飲業法でとられておる金銭賠償の方法が、差当り我々の気持ちにつきましても、必ずしも満足すべきものではないと思ひます。或いはいろいろ根本的な資料等を研究した結果におきましては、日本の現状としてはやはりこれ以上は得られないということに結論がならぬと限りませぬし、或いは又目前の飲害が片付いてしまつて、飲業というものが一般的な正常な経営状態に戻るというところになると、すべての飲害が、これは飲業権者の責任で完全に片付き得られるというふうな結論になるかも知れませんが、又片付くという内容につきましても、すべてこれはもう原状回復主義でやつて行く、それで十分であるのだという結論になるかも知れません。その辺のところは今後根本的なデータから固めて行くこと

によつて正確な結論は出る。従つてこれにつきましても、今後かなりの年数をかけて、十分に慎重に考へて、熱心に研究すべきもので、これにつきましては、やはり国としても、その結論を出すためには、できるだけ努力をしなければならぬ。これが私の飲害問題に対する大體考え方でありまして、○吉田法晴君 今の中島局長のお話を聞いておりますと、ドイツその他を見ておいてになつて、測量制度と申しますか、採掘と飲害との因果關係が科学的に詳細に証明されておる事実と制度とに感服されて、問題の本質は逃がれた形に私も感じておるものであります。飲業法制定の際の金銭賠償が、原状回復かという問題は、その飲業法の飲害賠償の條章に、一応金銭賠償とする。併しながら賠償金額については、著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができると認めるときは云々、というふうな一應條文になつたけれども、併しながら問題は、今後「事実の成立を俟つて後これを行ふ」という飲業法立案の結論は、今お話の中には全然出ておらぬと思ひます。問題はまあその点でお尋ねしておるわけでありまして、飲業法立案の際には、特別飲害の性格と申しますか、或いは目的も、第一條にございますように、飲害、特別の飲害ではありますけれども、飲害を急遽且つ計画的に復旧することによつて公共の福祉を確保し、あわせて石炭飲業に云々と書いてあるわけでありまして、復旧の事実、これは争うことはできないと思ひます。それから今度の臨時石炭飲害復旧法案にいたしまして、その程度はともかくとして、効用の回復という言葉が使わ

れておりますが、金銭で補償する、賠償をするのではなくして、被害を或る程度回復する、その事実がこれと争うことはできないと思ふのです。そうすると、鉱業法制定の際の「事実の成立を俟つて後これを進行」ということは依然として問題が残るわけであり、因果関係の問題は、それは賠償なり或いは回復をいたします際の限度なりは、或いは責任の範囲で定めることにはなると思ひますけれども、金銭という形で出るのか、或いは原状を回復するののか、その回復の仕方、或いは負担区分等、或いは国が中心になるのか、或いは鉱業権者が中心になるのか、これはあとの態様の問題であつて、原状を回復するかどうかという原則については、これははっきりしておると思ふのです。その点をお尋ねしておるわけであり、測量制度或いは科学技術の未発達で以て逃げられることは、これは問題の解決、或いは解答にはならぬと思ひます。これは法を作り出すときの精神から言ひまして、或いは衆議院の議決からいたしましても、これはその点は明らかだと思ふのであります。それらの点はどういう方向に持つて行くつもりであり、また、技術がなくて、基本的な線で、重ねて一つお答えを願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) 少し言葉が足らなかつたかも知れませんが、いろいろ申し上げましたのは、要するに或る一点をつかまえて言へば、鉱業法の現在の金銭賠償原則を鉱業法回復主義に戻すべきかどうかというこの結論を出すにつきましても、やはり相当慎重な研究を要するということをお話しておるのであります、例えばお話をのりまして、特別鉱害法、或いは今の石炭鉱害復旧法におきます原状回復というふうなことも、これは鉱業法の原則に真正面からぶつからないで、できるだけ原状回復をするということでありまして、実際問題におきましても、一定準備以上の回復を要する場合にも、特別鉱害の場合におきましても、又この法律の場合におきましても、復旧はしないでおくというふうな措置をとられております。従つて原状回復という措置は、例外的に、或いは臨時的に、特別立法でとられておりますけれども、一応の金銭賠償の原則というものは、ずっと続けて一つの前提としてとられておる。それをどういうふうな動かすかという点について、やはり先ほど申しましたような点を十分考慮して、でなければ簡単に結論に出せない、こういうふうなことだと思ひます。

○吉田法晴君 因果関係或いは責任の範囲というものは、それは問題が残ると思ひます、こうして特別鉱害なり、或いは一般鉱害なりで、原状の或る程度の回復をして来た。そのことを今後どうするつもりか。原状回復制度について、鉱業法の原則自身について、一応原則は金銭賠償ではあるけれども、著しく多額の費用を要しない場合には、原状の回復をすることができると、この原則を考慮する意向があるかどうかという、この点をお尋ねをしておるわけであり、この点を端的にその結論だけ一つ御説明願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) それは勿論鉱害法に書いてありますような前提で、原状回復のできる場合には、原状回復をさせるのが適当であると考へております。

○吉田法晴君 多少押問答的になりませんが、御答弁は現行鉱業法を動かさないものとしてお考えになつておる。ところが鉱業法立案の際にもその点は非常に問題になつたのだし、そうしてそれを特別鉱害なり、或いは今度の法案で事実上解決したわけなんです。或いは解決しようとしておるわけであり、そこでその基本原則の点について、これを考慮する意思があるのかどうか、今の御答弁では、現行鉱業法以上には出ない、こういう御答弁のような感じがするのであります。その点をもう少し明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 少し私に理解したいような点もございしますが、一応申し上げますと、将来の立法論としては、金銭賠償原則を原状回復主義に直すかどうかという点については、今直ちに結論は出したい。又現在の鉱業法の下においても、或る程度の現行回復の制度もございしますが、そういう現行鉱業法を前提とした原状回復主義というものを全然否定するものではない。これが二つのポイントでございます。それからその間に、特別鉱害乃至は一般鉱害の法律で原状回復を或る程度行なつておりますが、これも見方であり、現行の現行、現行鉱業法の原則の上に立つて、それを崩さないでできる範囲の原状回復を行つておる、このことを言えるのであります。従つてこの二つの特別法に基く原状回復主義を仮に容認するといつても、それはやはり現行の鉱業法にもとめるものではない、こういうふうな考へ方でございます。

○吉田法晴君 先ほど申し上げました鉱業法立案と申しますか、改正草案審議の結論であり、その点、金銭賠償が原状回復主義か、それはこの鉱業法では片付かないと申しますか、一応現行鉱業法程度にしたいけれども、このような改正はむしろ事実の成立を待つて、これを進行するのが妥当であるとする、こういう明文が謳つてあります。それをどうするか。これは一応鉱業法立案の際の結論的な約束だと思ふのです。それについては、特別鉱害或いは今度の一般鉱害の臨時石炭鉱害復旧制度を確立して、これを約束された事実の成立を待つて、これを進行するという改正問題はどうか、これを進行するののか、この点をお尋ねするのであります。

○政府委員(中島征帆君) 事実の成立ということは、その場合においてどういふふうな意味を持つておるか。或いは正確でないかも知れませんが、実際その鉱業法を施行いたしました慣行を見て、それが原状回復が大部分であれば、やはりその趣旨で解決すべきだ、こういう趣旨であるかと思ひますが、この特別鉱害並びに一般鉱害の両法律で行なつております原状回復というものは、これは国乃至は國に準ずる機関が中に介在いたしまして、この場合には國家においてそれにプラスをして原状回復をしておるわけでありまして、鉱業権者が単独で最終的な原状回復を強いられるわけでも何でもないものであります。従つてこの法律によつて原状回復という事実がかなり出て参りました。これは鉱業権者がすべて原状回復主義を引受けるのだという事実は強いて成立したというふうに考へるわけに参らないのであります。

○吉田法晴君 私は、今の御答弁の中にあります御心配のような鉱業権者が全部引つかぶるだ、そういうふうなことを言つておるのではございせん、それには原状回復にいたしまして、或いは金銭賠償にしても、その責任を果すべき責任の限度と云うか、或いは原状回復をすると言ふと、その負担の割合という問題になると思ひます。それには或いは測量制度なり、技術的な因果関係のはつきりしたのちに出て来る問題じやないか。併しながら原状回復か金銭賠償かという問題は、これは原則なり或いは建前の問題であると思ひます。それについて鉱業法を立案する際にいろいろ問題になつたが、一応こゝろしておき、そうして改正は事実の成立を待つてのちこれを進行するのが適当である、こういうことになつておる。その後特別鉱害、一般鉱害という制度ができた。それとこの事実の成立を待つてのちこれを進行と、こういう約束と申しますか、そのときの結論からすれば、こういう限度はとにかくとしまして、原状回復の制度ができた、これは、この結論がやはり事実の成立だと私は或程度考へるのであります。それをどう考へられるか、それとこれとの関連において事実の成立を待つてのちこれを進行と云うことがどういふように今解釈されておるか、中島局長は、この臨時石炭鉱害復旧制度は、これは現行鉱業法の枠内でできておるのだと、こういう御説明ですけれども、それではこの特別鉱害も一般鉱害の制度もできない前に、鉱業法を審議する際に、こういう結論が出たことは、こ

これはこの気持も、或る意図も違つておつたと思つてあります。この鉱業法ができたのちに、できたのちと言つては何ですが、鉱業法と関連をして、時的にも関連して特別鉱害ができた。それから一般鉱害の復旧或る程度の復旧の制度ができたわけでありまして。その石炭鉱害、特別鉱害の前から問題になつたこの問題を、この特別鉱害なり一般鉱害の制度ができたのちにおいて、この趣旨と申しますか、或いは精神をどういう工合に取扱われるか、或いはどういう工合に取扱おうとされておるか、この点をお伺いをしておるわけでありまして。

○政府委員(中島征帆君) この御質問の御趣旨にはつきり歸うかどうかかわかりませんが、気持の上で申しまして、現在の段階におきまして、やはり現状回復をできるだけやつたほうがいい、その方向に持つて行くべきだという考へにつきましては、私も全然異存はないのであります。ただそれでは鉱業法成立以後の事実の推移というものを、それから鉱業法のとときの決議等を考えまして、当時法律でとられております金銭賠償の原則というものを全然裏返しては、氣持の土では仮にするということに一致いたしましたも、それはこういうことにはいたしませんと、今度のそれは先の問題だというお話でありますけれども、鉱業権者の負担の問題もありません、又どの程度の費用までかけて現状回復を容認するか、およそ現状回復を百パーセント推進するのだという事であれば、非常な無駄な国費を費して、元通りな形を復旧するということも起りますし、それにはや

はり限度があると思つてありますけれども、こういうふうな限度をどこで抑えるかという、いわゆる逆な例外を或る程度考えませんと、そういうふうな新しい原則に乗替はるということでは危険だと思つておるわけでありまして。そういうふうな点を、相当研究の上で、見究めた上でないと、現実の金銭賠償原則がいいか悪いが別にいたしまして、單に現在現状回復がかなり行われておるといふ事実だけで、お話のような現状回復主義に移行するといふことはいささかまだ尙早であるのじやないか、こういうふうなことを私は考へるのであります。

○吉田法晴君 中島局長に、もう一度鉱業法の立案の当時の事情と、それから氣持に歸つて頂きたいのであります。が、この原則問題と関連しまして、先ほど読み上げましたように、委員会の審議経過としてこういうことが書いてございまして。炭坑における土地陥落の復旧については、国として技術的措置が必要であること、これは復旧ということでありまして、金銭を拂つてそれで済ませるということではございせん。復旧については国として技術的措置が必要である。現に今、商工省、農林省、安本、建設省において、公共土木事業費による現状回復を強硬に推進し、予算的行政的措置の確立を期す、こういうことが書いてございまして、これは原則問題と離れて、實際に國が中心になつて、現状回復を強硬に推進し、それには予算的行政的措置の確立を期するのだ、こういうことなんです。なお私が申上げるまでもございせんけれども、この臨時石炭鉱害復旧法案を作り出すときの精神、それから

ら衆議院の議決も大体同じ趣旨だと思つたのです。そうしますと、今の原則論を一応離れて、この最初意図されたところのもの、或いは約束されたもの、それはどういふ工合にお考えになりますか。私どもは、できまして法律と、この鉱業法立案の際の、或いはこの法律を作り出す前の衆参両院の意思といふものと、でき上つた法律との間には相当の距離がある。或いは鉱業権者に一切の責任があるのか、或いは建前の建前の転換になつておるのです。これについてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(中島征帆君) 国として技術的な措置を考へるといふ、技術的な措置といふことは、お話の点よりも、むしろもう少し広い意味じやないかと申すのであります。これは必ずしも現状回復だけではなくて、地上、地下とのいわゆる調整を十分考へて、或る場合には採掘を禁止するということによつて、鉱害を防止するということもありまして、場合によつては、原状回復ということもありまして、又場合によつては金銭賠償で以て済ませようとする、いろいろな形があるわけでございますが、それがすべての根本的な原則乃至考へ方というものが、技術的な制度だと思つたのです。そういう制度をはつきり作るためには、先ほど申しましたやうな、いろいろの研究が必要というわけでありまして、これが必ずしも現状回復オンリーということでもないであります。それから予算的措置はできるだけやれということでありましたが、これは我々も賛成

でありますけれども、遺憾ながら微力にして、両法案共に十分な予算的措置が伴つておりませんが、この場合に問題になりますのは、もと／＼鉱害といふものは、鉱業権者が引き起こしたものであり、これはすべて鉱業権者の責任の範囲内、経済的に片付けられべきものだといふのが財政当局の考え方でありまして、そうではなくて、日本産業の現状、或いは資源の賦存状態からいつて、全部をこれに、鉱業権者に負わせ、更に一般消費者に転嫁するといふことが適當であるのか、それともそれに対して特殊な国の事情を考へまして、国家的にこれを或る程度援助してやるということがいいのかどうかという点につきましては、十分の根本的に操作するだけの材料が整つておらん。従つてその点がやむやまに鉱業法ができ、その後の制度もできてるおとというのが現状でありまして、当時の決議の趣旨といふものが完全に生かされておるとは勿論申されませんが、又完全に結論を出して、このやうな制度がとられるということも申上げられないのであります。要するにまだいろいろ／＼不確定な、前提的に固める問題が多いために、こういうやうな程度で一応はとどまざるを得なかつたといふのが現状でございます。

○吉田法晴君 やつぱり依然として手許にある臨時石炭鉱害復旧法案の精神を基礎にして議論をせられておりますが、先ほど読み上げた文書にいろいろやうな、鉱業権者の責任範囲内といつたやうなことを、或いはそれから原状回復か、金銭賠償か、という議論ではなくて、土地陥落の復旧についてと書いてあるのであります。技術

的措置といふのは、復旧とは関連せず、金銭賠償を含め、或いはその責任の範囲がどうだこうだといふ問題は抜きにして、土地陥落復旧について、国として根本的措置が必要である。次の文章はそれを受けて、そうして商工省、農林省、安本、建設省において公共土木事業による現状回復を強硬に推進し、そうしてその次に予算的行政的措置の確立を期するということになつておりますから、これは國が中心になつて、公共土木事業費による現状回復を強硬に推進する。それが今問題になつておる法律立案の際の参議院或いは衆議院の意思でもあつた。今読み上げました鉱業法立案の際の結論であると申します。が、審議会におけるその陥落の復旧、或いはそれを國がするんだ、原状回復をするんだ、そのために予算的行政的措置を確立する、というところは、これは少なくとも意図については争う余地はないと思つたのです。大蔵省の意向もちよつと今述べられまして、たけれども、大蔵省は、或るほど大部分において、金銭賠償の責任は鉱業権者にあるんだ、それを國が肩替りするということについては、納得しがたいやうな議論もあることは私は承知しております。併しなから、それはこの鉱業法立案の結論、或いは衆参両院の決定、或いはそれに基く閣議決定、政府の方針としては、石炭鉱害復旧法案の根本的な精神は、政府で閣議決定を見ていろいろ意図を持つておつても、これは公認される解釈でもなからうと私は思つたのです。そのことは、この法案に関連する予算的措置にも出ておりま

た。技術的な措置を考へるといふ、技術的な措置といふことは、お話の点よりも、むしろもう少し広い意味じやないかと申すのであります。これは必ずしも現状回復だけではなくて、地上、地下とのいわゆる調整を十分考へて、或る場合には採掘を禁止するということによつて、鉱害を防止するということもありまして、場合によつては、原状回復ということもありまして、又場合によつては金銭賠償で以て済ませようとする、いろいろな形があるわけでございますが、それがすべての根本的な原則乃至考へ方というものが、技術的な制度だと思つたのです。そういう制度をはつきり作るためには、先ほど申しましたやうな、いろいろの研究が必要というわけでありまして、これが必ずしも現状回復オンリーということでもないであります。それから予算的措置はできるだけやれということでありましたが、これは我々も賛成

すけれども、この今読み上げました鉄業法立案の際の結論、或いは衆参両院の当時の意向、それから閣議決定、こゝういふものから考へてみて、今のような御議論は私ではできないと思つてゐる。その精神と、それから現行法で問題になつてゐる臨時石炭鉄業復旧法案との食違ひはどうされるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 国がこれに對して相當の予算的補助をするといふことは、これは決議の趣旨といつたとしても、その場合に鉄業権者は全然これに對して無責任でよろしいといふことは勿論含まれておらんと思つてゐる。従つて今度の法律におきましては、鉄業権者の責任に關する限りの賠償額は押さへて、それ以外の部分で、而も復旧に必要な程度の経費は国で補助するといふふうな建前でできているわけでありませう。その程度如何につきましては、いろいろ議論があるわけでありませうが、根本的な考え方につきましては、大体決議案の趣旨のよゝうなものがこの法律でとられてゐるのではないかと考へます。

○吉田法晴君 負担区分の問題で、鉄業権者に全部持たせろといふことは當時の精神にもなかつた。或いは国が補助をするといふことは、當時の法律の中にも出てなかつた。それは了承をいたしますが、併しながら鉄業法立案の際の結論、それから衆参両院の意向、或いは決議、或いは閣議の決定、これは国が中心になつてやるんだ、而も復旧をやるんだ、或いは原状回復を強硬に推進するんだ、これは争う余地のないところでありませう。ところが今度の法律によりませうといふと、その立案の精神が變つてしまつて、鉄業権者が

責任を本来鉄業賠償については持つんだ、その限度内において負担金を出せばよろしい、その責任を事業団が肩替りをしてやるんだ、国は補助だけをやるんだ、こゝういふ精神になつてゐるとはこれは間違ひないと思つてゐる。そのと、衆参の決議なり、或いは閣議決定の精神と、でき上つた法律といふものの間に、大きな原則の相違ができてゐると思つてゐる。これは争えないんじやないかと思つてゐる。その点をお尋ねをしてゐるわけでありませう。

○政府委員(中島征帆君) この場合に、国が正面に出てゐることは殆んどないであらうと思つてゐる。併し法律を作り、事業団を作り、その事業団の設立と運営につきましては、十分国が責任を持ち、又監督もいたすわけでありませう。而もその復旧基本計画といふものは、國家的な見地から事業団が作るべき性質のものであり、それはそれだけの主務官庁で十分検討して認可されるということになつてゐる。従つて事業団は國の仕事を行つてゐるやうな形でありませう。ですから私は、直接正面には出てゐると思つてゐる。事業団の行つた仕事に關する限りは、国が責任を持つてゐる。或いは監督してゐるということに解釈してよろしいと思つてゐる。

○吉田法晴君 事業団は國の仕事だといふお話でありませうが、説明によりませうと、事業団は法人だ、機能法人だといふ説明でありますけれども、機能法人といふものの本質は何でありませうか。國の機関でありませうか。それとも本質的には民法上の公益法人の部類に入るものでありませうか。○政府委員(中島征帆君) これは法制

意見局のほうから御説明があるかも知れませうが、國の機関とは言えないと思つてゐる。法律の性格的にはやはり民法上の法的なものになるかと思つてゐる。併し實質的にいへば、監督規定もあり、理事長は任命制にもなつてゐるし、その他の一般の点につきまして、關係主務官庁といふものは始終これに重大な関心を持つてゐる。従つてこの事業団の實際の事務運営といふものは、極めて國家的な性格のものである。又國家的な目的以外を狙うといふことは、これは事業団にとつてはあり得ないといふことにもなつてゐる。従つて、國の代行機関とまで言へないにしても、さういふふうな性格を持つて仕事をする機関だ、實質的には國がやるべきことを事業団にやらしたといふことを単純に言つても差支えない程度のものでないかと思つてゐる。

○吉田法晴君 それじや一つ法制意見局に伺ひます。法人の性格と、それから今の國との關係……○政府委員(西村健次郎君) この事業団はどういふ性格のものであるか。これはどういふ法人であるかと申しますと、まあ一口に言へば機能法人だ、機能法人とは何だといふやうな議論も出ますけれども、要するにこの事業団は民法の法人でもございませう。この法律に基いて作られた特別の法人であつて、法人と申しますのもいろいろありませう、まあ要するに簡単に申上げれば、個人以外におきまして、社会的な一つの獨立の機能を営むものとして能力が與えられ、その存在を認められ、法律的な取扱ひを與えられることがで

きるものは法人と認めなきやならないかと、まあこれは法人論につきましては、いろいろ昔からむづかしい議論もございまして、まあさういふ意味で、この法人は一種獨特の法人である。強いて名付けますれば、最初に申上げましたように機能法人だといふふうに言えるかと思つてゐる。

なお、この法人の、事業団の行ひますいろ／＼な仕事につきましては、それ自体は國家の權力に基く行為ではありませうけれども、この法律に基く、いわば準國家的な公權的な行為であるといふふうに見てよからうかと思つてゐる。

○吉田法晴君 機能法人のいわゆるまあ法人の中の地位ですが、それは或る意味においては、國も地方公共団体もこれは法人であります。さういふ國の直接的公權力を任務とする法人、これを機能法人と言ふのならば、それは私も納得をいたします。ところがそれは民法上の法人じやなくて、この法律によつて設立せられる法人、その点もこれはわかりませう。今の御答辯の中に、公權的な任務を持つものと、公權的な任務を持つとかどうかといふことに事實はなると思ふ。或いは公益、公共といふ觀念をいたしますならば、公共的な任務といふものが公權的な任務であるならば……まあ公益、公共と両方分けるかどうかわかりませうが、公益法人みたいな、これは公共性と申しますか、公共性があるなら、さうでない、例えば福祉事業なら福祉事業をやる、或いは宗教はこれは國の事業じやありませんけれども、福祉事業なら福祉事業は國の仕事でないかどうか、これは或る

意味においては福祉國家といふ点から言ひますならば、國の事業といふこともできませう。それを今の場合公益法人でやつてゐるその仕事と、この石炭鉄業の復旧といふ仕事との間にどれだけの違ひがあるのか。今お話の公權的な仕事であると言ふならば納得いたしますが、私さういふやうなじやないか、特に法の建前から言ひますと、鐵害はこれは鉄業権者が責任を負うべきであつて、大蔵省の中での意見を引いて、今中島炭政局長が述べたに上つたけれども、さういふ考えの上に立つて、さうして事業団の経費の大半を負担金によつて賄ふといふことであるならば、これは本來の性質からいたしまして、鉄業権者の責任を事業団が代つてやる、こゝういふ性格になることはこれは明かじやないかと思つてゐる。さうすると、それは復旧それ自身の性質が國の仕事だ、それが今までの國の仕事とされて來たから國の仕事とさう言つてゐるのか、或いはそこに公共性があるか、こゝういふ説明です。それならば、例えば福祉事業なら福祉事業も國の仕事だといふことができると思ふ。その仕事の性質、それから性質から言つて、公益法人なら公益法人の仕事とどれだけの違ひがあるか。それから特に先ほど申上りました鐵害の責任をどこに置くか、それは先ほど読み上げました鉄業法立案の際なら、それは國の仕事なんだ、國が中心にやるんだ、さうして鉄業権者にも一部負担させるのだ、或いはその能力の範囲内で出させる。それならばその言われるやうな公共的な仕事だろと思ふ。その意味において鐵害復旧といふものの責任の所在がどこにあるのか、或いは經費の問

題もこれは関連して相当性格決定の材料になる。これだけの点から考えまして、私はどうも事業団が公共の事業、特に公権的な任務をするのだと、こういうふうには解釈しがたいのでありますが、重ねて一つ局長の御意見を伺いたい。

○政府委員(西村健次郎君) 先ほどの私の言葉が少し足りなかつたと思ひます。又今吉田委員の御質問も相当いろいろな点も含んでおりますので、或いはその質問の趣旨と合わないこともあると思ひますけれども、答えさせていただきます。私が先ほど公権的な任務というふうな言葉を申したと思ひますが、その意味は事業団、この事業団は公権力の行使そのものをする法人という意味に申上げたのではないのであります。ただその仕事がいれば国家的な事業である。従ひまして例えばこの納付金の徴収につきましては、市町村税の例によつて強制徴収の規定があるという面を見ますと、これは單なる一つの法人が普通の興えられた活動をする、ただ野放しに行くと申しますか、多少公共的と申しますか、いずれにしても一般の法人が活動する場合と相当違つた面があるのではないか。然らばどうして、例えば鉦害賠償義務と申しますのは、鉦害権者の個人的な義務であるにかかわらず、それを代行する事業団の仕事が公権的なものを持つに至るかという点、一つの御疑問の点だらうと思ひます。私は、これは多少私の解釈が間違つてゐるかも知れませんが、先ほどから幾々いふ吉田委員と中島局長との間に御問答がありました鉦害賠償の根本問題に觸れて来るのじやないか、現在の鉦害法

の制定の際におきまして、いろいろ金銭賠償か、原状回復主義かという点が非常に問題になりました。これは政府が原案の審議をする際におきまして、率直に申上げまして、非常に長い期間真剣に議論されたところでありました。結論として出ましたところは、これは御承知の通り金銭賠償義務を建前としておりますが、ただ旧鉦害法と違ひまして、非常にそこに一歩前進しましたのは、著るしく多額の費用を要しないので原状の回復をすることができるときには、被害者は原状回復を請求することができ、請求権を認めたといいこと、いわゆる法律上、この場合においては、著るしく多額の費用を要しない場合には、原状回復主義がいわゆる加害者のほうに課せられてゐる。こういうことになつております。これは一つの余談と申しますか、今議論申上げてゐることとちよつと外れますけれども、いずれにしても、何と申しますか、金銭賠償義務と原状回復という問題について先ほどのような附帯決議と申しますか、そういう議論が非常に深刻にされた。それに対して政府が抜本的な対策を講ずべきだということとは、そのときありましたことと承知しております。併し性らく通産当局或いは政府当局がこの今度の法律を出しました意味は、要するにこの問題に対して最終的な回答をまだ出すには至らない。それには一つの技術的なつきりなまゝ因果関係というものをはつきりしなければならぬ。と申しますのは、例えば原状回復をやるにしまして、或いはその場合のやり方として、政府が、国家がこの原状回復に或る程度介入するという必要も出て来る。出

て来た場合に、どの範囲までは鉦害権者の責任とするかという点等、技術的な問題等もそこに相当あるのではないか。従ひましてこの法律案自体が最終的にその鉦害法の問題になつた点につきまして結論を與えておるというわけではなからうと、私はそういうふうには解釈してあります。併し一方實際問題として、片一方においては被害者の原状回復の要望は非常に強い。片一方加害者のほうにしましてみれば、今のようない金銭賠償というようにすることも非常に困る。場合によつてはつらいし、或いはまあいろいろそこにはトラブルが絶えないという点に鑑みまして、結局この法律のとりました建前は、法律的に申しますれば、加害者たる鉦害権者については、鉦害法の限度を見つづ、いわば金銭賠償を限度としつづ、そこに国家が入つて、被害者の要求を満足させるために原状回復をする、いわゆる効用回復というものが現実の意味で原状回復と違ふ意味もありましようけれども、社会的の効用回復としてはそれで満足できる、こういう制度がこの法案のとられた態度じやないかと、こういうふうには私は考へます。

○政府委員(本間俊一君) ちよつとお答えを申上げておきたいと思ひます。御答へは、吉田さんのお話は、私も実はよくわかるわけでございます。御指摘になりましたように、抜本的な対策をとり、或いは又公共事業費で国家が強力に中心になつて進めるといふ御趣旨の決議をされましたことは、私も承知いたしておりますわけでありまして、ところが率直に申上げまして、普通の農業災害におきまして、或いは土木の災害におきましてもそうでありますが、自然発生的な天災によりまして、非常な農業、土木の被害がありまして、御承知であらうと思ひますが、すべて国が原状回復まで行くといふ線には只今のところ行つておらんわけでありまして、そこでお気持は私も実は同じお気持を持つてゐるわけでございますが、たゞ／＼この鉦害の場合には、御承知のように鉦害法の関係がございまして、金銭賠償主義がとられてゐるわけでありまして、従つてその鉦害法の金銭賠償のほうはそのまゝ受経ぎまして、足らないという点と語弊があるかも知れませんが、そのほかには費用も出しまして、そうしてできるだけ経済的な効用のありますところを復旧して参りたい。こういう、何と申しますか、實際と妥協いたしてゐるわけでありまして、従ひまして御指摘のありましたように、御指摘の趣旨からは相当に逡巡があることを私も是認いたしてゐるわけでございます。従ひまして、只今申上げたような趣旨で立法いたしてありますので、私もはただ御指摘のありました趣旨と全く反してゐることは考へておらない。その沿うております度合も或いは見方によりましては違ふかと思ひますが、相当逡巡のあることは承知をいたしまして、是認をいたしてゐるわけでありまして、従ひまして、そういう建前でこの法律を立案してゐるというのをどうか御了承賜りまして、御質問をお進め願うようにお願いいたしたいと思ひ次第であります。

○委員(竹中七郎君) ちよつとこの際、吉田君にちよつとお待ち願ひまして、小林君から先般から請求が出来ます。大蔵省に対する質問が残つてゐるので、これを時間の關係上設けさせていただきます。約五分から十分であります。

○小林君 本法による農地及び農業用施設の復旧費の予算についてお尋ねいたしますが、この問題については、先般農林委員が委員外発言として、一つお尋ねしたのでございまして、けれども、なおお答えに不十分な点があり、不明確な点があるので、もう一度お尋ねいたしますのであります。この予算は、結局鉦害が石炭掘採の結果必然的に生ずるものもありまして、又その予算の額は、鉦害権者の納付金の額によつて左右されるわけでありまして、當然通産省が新規の項目として予算を組みまして、そうして實際に使う実施の際には農林省に移管して、そうして使つてもらう、こういうことにはたはうがいのではないか。これは非常に事務的な問題のようでありまして、けれども、結局この予算が十分に与えられなければ、この法案によつて書いてある事柄は実施されないものでありますから、この予算については、是非今申上げたように、通産省で新規の項目としてこれを計上して取られるというふうにしなればならぬと思ひます。これが、大蔵省のお考はどうですか。

○政府委員(河野一之君) お答え申し上げます。一応御尤もなお考へてございしますが、この鉦害に対する国の補助というものは、従来の鉦害法の建前を変更するのでなしに、公共事業と申しますか、そういうつた災害復旧という別の見地から補助が出る、こういうことで、実はできてゐるわけでありまして、従ひまして災害の原因によりまして、これを所管の省を変えて予算を計上すると

今後の補正予算その他の問題につきましては、私は事務局でありますので、どういふことになつておりますか、存じない次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 吉田君に申し上げますが、農林省農地局管理部長谷垣さんが来ておられます。

○吉田法晴君 都合の悪いときは事務局事務局と逃げられるようですが、河野さんが單なる事務局であるかどうか、今日恐らく政府委員として出ておられると思うのでありますが、それじやとにかく私もここで納得して、はいさようですかと引下るわけには参らない。或いは農林省、通産省も出ておられますから、意見を聞き、実情を聞いた上で、後の御意思と申しますか、後の御決意を承ねることもないかも知れませんが、すでに御承知のように、来年度予算でさえもすでに編成に着手されておられるというか、或いは各省で取りまとめられかけておられるというところで、補正予算或いは来年度予算、これはどういふ形になりますか、その辺の見通しについては、この被害復旧の問題全体については、何らの関知せざるどころという事はないと思う。

これは農林省或いは通産省の意見、実情を聞いた後でなければあなたとしてはやつぱりお話ができないのですか。

○政府委員(河野一之君) 補正予算の点は、先ほど私が申し上げました通りであります。明年度予算につきましては、財政法の規定によりまして、八月末日までに当該の要求書を大蔵省に提出することになつております。従いまして各省において現に部内において作業していることは事実であろうと思ひます。そういう段階におきまして、通

産省が全体の被害復旧の見地から、そういう検討をなされる場合においては、十分御意見を拜聴いたしたいと思ひのであります。

○吉田法晴君 拜聴いたしたいと、先ほど小林君の質問に対しては、考慮したいといふことのようにありましたが、結論できるかできないか、ちつともできない。こういう御答弁で、ただ拜聴するだけでは問題になりません。もつと中味を承わりたいと思ひます。それではまあ一番大きいところで、農林省の今までの折衝の経過と、それから今後の見通しを承わつたあとで、河野さんに一つ御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 私は拜聴と申上げたというものは、少し意味がなんでありまして、この予算を別々に、予算を通産省に一本に組むということはないか、いろいろ問題があると思ひます。うのでありますが、通産省の御意見を聞いて、予算を作成する上において、十分その意見を取入れてやるべきである、こういうことをまあ申上げたわけでありまして、そういう事実情であります。只今のところいろいろ内部的に御計画をお持ちのようでありまして、まだ具体的に申すところでありまして、今後のこの予算の取扱ひについて、十分なるお話を関係当局の間にいて進められる今の段階におきましては至つておられない次第であります。

○西田隆男君 今河野主計局長の御答弁を承わつておると、誠に心細い感じがするのですが、中島さんにお聞きしますが、二十七年の予算を編成される場合に、主務官庁として、一般と害の問題について、関係各省との間に予算

計上の問題について連絡を取られたことがあつたのか、あるとするならば、どの程度の通産省の考え方を各省とお話になつたか、これを一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) 今年度の普通予算の折衝の場合におきまして、一般被害の復旧費を予想いたしまして、各省合せまして十億八千万円ほどの補助金を大蔵省に要求いたしました。ところが当時はまだ法案そのものがまじつておりませんし、その成り行きといたしましては予測を許しません状況でありましたので、大蔵省当局としてはこの特別の費用につきましては、一応これをその儘にしておきまして、現在の公共事業費の中で全額賄ふという趣旨で、追加的な十億くらいというものにつぎましては計上されていなかつたわけですね。その後この法案の進行に伴ひまして、最近におきましては補正の機会があれば、或る程度のもものは本年度のものとしてやつて行きたいといふことを、数字的には約二億くらいの金額になりますが、その程度をもの事務的に一応連絡してあるという状況で、今度の補正予算のときの本式の交渉は、法律成立以後又補正の機会のありましたときに、改めてこの数字を中心としたしまして、各省連絡をとおして交渉する、こういうことになるわけでありまして。

○西田隆男君 今の二十七年の十億八千万円の各省の関係予算、これは通産省から大蔵省に交渉された金額ですか。それとも通産省と各省との間に話合ひができて、各省から大蔵省に要求した数字ですか。これをもう一遍伺ひます。

○政府委員(中島征帆君) 当時は被害復旧法の内容がきまつておりませんので、各省で一応予想いたしまして、例えば土木についてはこの程度、農地に關してはこの程度、各省それらの計画面見通しがあつたわけでありまして、それを一応出すことになつておりました。その数字をまとめたものを、私のほうでは、先ほど申し上げたように、側面援助の意味で、別のルートで大蔵省に申し進め、又各省は各省としてそれらの立場より予算を請求して行く、こういうわけですね。

○西田隆男君 農林省の農地局長が見えておるそうですが……。

○委員長(竹中七郎君) 管理部長でございます。

○西田隆男君 管理部長でわかるかどうかかわらないのですが、中島君のお話を聞くと、農林省と通産省と一応話合ひして、各省からもこの問題で大蔵省に予算を御要求になつておられるわけですか、御答弁願ひます。

○説明員(谷垣一君) 特別被害につきましては、これははつきりしておりますので、私共のほうから要求しております。それから一般被害の問題につきましては、具体的に大蔵省に要求したかどうかという事は、今私ここではつきりいたしておりません。ただ部内におきまして、一般被害については予算を要求すべきであるが、数字はどのくらいどの程度がいいかという議論が行われたことは事実であります。

○西田隆男君 農林省のほうでよくわからんと言つておられますが、後刻農林大臣を呼んでおりますから、それは僕は質問しなす。そうしますと河野さんのさつきの御答弁とは多少違ひ

やありませんか。であるから、大蔵省で、これは十億八千万円というものが、二十七年の一般被害が通つた場合には必要だといふ話は当然お受けになつておられるというふうに私は考へるのですが。

○政府委員(河野一之君) 二十七年の予算の編成の実情を申し上げませんと、ちよつと問題ははつきりいたさないのですが、二十七年の予算につきましては、経済安定本部が各省の予算を総合調整して、大蔵省に持つて来るという建前になつておられるわけでございます。即ち總額が各省の要求で三千億以上になりまして、それを経済安定本部においていろいろ御調整になつて、それから大蔵省に持つて来られる。恐らくおつしやる意味は、その中に十億程度のものは入つておるんじゃないかと私は思ひます。併しこれが具体的な問題になりました場合におきまして、予算査定の問題になりました場合におきまして、災害を幾らにするか、殊に耕地の災害復旧をどうするか、道路をどうするかという点から、予算を、閣議におきましてそれで農耕地の復旧にだけだけにしようかという、こういう建前で実は予算がきまつておるのであります。従いましてその中におきまして、特別被害は勿論でありまして、普通被害の問題について、或いはその後における事情によつて十分その中において優先的に考慮するといふ問題につきましては、実は現在の段階においては、各省に委してあるわけでありまして、今後予算を編成する場合におきましてどうするかといふことは、これは又別の議論に相成るのでありますが、現在までのところはそういうこ

とになつておりますので、西田さんのおつしやるような、そういうふうな御議論も生ずるのではないか、こう思っています。

○西田隆男君 私があなたにお聞きしておるのは、あなたは全く聞いたことがない、あなたは全く聞知しないんだというのを小林君との間のお話であつたもので、今のお話であるから、聞いておらんとすることであるから、安本でどうするかというところはこれはテクニクの問題であるから、あなたが聞いておるかどうか、各省の関係から、一応予算としてこういうことをやつてもらいたいという話を耳にしておられるであろうというのを私は判断したから、そういうことを聞いておる。

○政府委員(河野一之君) 二十七年年度の予算案を組みますときはお伺いしております。

○西田隆男君 中島さんにお伺いしますが、今主計局長は何も聞いていないということですが、あなたはどこに話されたのですか。

○政府委員(中島征帆君) 実は私も當時は留守をしておりまして、直接主計局長に申出たことはございませぬ。恐らく課長乃至は事務官でこの各省のやつを取まとめまして、主計官のほうに話をして、その話が局長まで届いていなかったんじゃないかと想像いたします。

○西田隆男君 この一般鉄道の法律案を作る前には、新鉄業法が議題となつておつたときに、関係各省の大臣もお見えになつたし、且つ大蔵省からは河野さんの右の腕とも言われている主計局長が見えられておる。そして話を

されて、関係五省で十分連絡をとつて、この一般鉄道の復旧臨時措置法というものを作られたはずなんです。それにいかかわらず、大事な裏付けになる予算措置の問題について、大蔵省との間に連絡が一つもとれてないということは、我々としては考えられないのです。〔その通り〕と呼ぶ者あり。若しそうであるとするならば、主務官庁である通産省の責任は重大なものである。中島君はドイツに行つておられたから知らない、こう言われるかも知れませんが、通産省は中島君だけではないのです。政務次官もおられる。資源庁長官もおられる。次長もおられるし、ほかに係官もたくさんおられるから、こういう重大な問題が何かからんというふうな状態に現在まで来ているというところはけしからんことだと思ふ。中島君はなかなか知らんからと逃げ口上では済まされん。ですからもう一通通産省はこういう事情でできなかつたという、その事情があるならその事情を御説明願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) 只今お話しございました十億八千万が、閣議で復活要求されておるといふことを只今聞いております。

○西田隆男君 閣議で話に出たということであるならば、主計局長は御承知でないかと思ふが、大蔵大臣は御承知と思ふが、大蔵大臣からは何ら主計局長にお話はなかつたのですか。

○政府委員(河野一之君) 私もその当時の事情はよく存じませんが、閣議で或いは通産大臣からそういうことを御要求になつたのかも存じませんが、とにかく公共事業については、経済安定本部の枠と申しますか、総額について

の問題でありまして、その場合には、私の想像を申し上げてはなんであります。その中ではできないのではなから、やつたらどうかというお話であつたのじゃないかと思ひます。これがどうだという直接のお話は、大蔵大臣から私は伺つておりません。

○西田隆男君 まあその問題は、あなとは関係ないから追及しても仕方がないと思ふのですが、今後の問題について、河野主計局長の話を聞いて、私は非常に心細く感じたのですが、知つておられる知つておられないということとは別として、今ここで論議されて御承知になつたことは間違いないと思ふのですが、二十七年年度の予算が考慮されているから、この法律が通つた場合は、各省の中から一般鉄道の金を、復旧の金を各省から出してくれればよいということでお話があつたのですが、各省が出すか出さんかということは今後の折衝の問題であらうと思ひますけれども、今は今として、そういう状態になつて公共事業費というものが潤沢にあり余るほど取られていけば、各省は喜んで出て来る。そうでないと各省としては出してくれ、これは主計局長もそう判断されると思ふのです。そういう判断されたならば、少くとも最も近い機会において、通産省は一本で、予算を組む組まは別問題として、各省の金は公共事業費の中から、一般鉄道の法律が通つたならば、これの費用として喜んで出せるような状態に大蔵省としては置くお考えを持っておられるのかおられないのか、それを一つ承わりたい。

○政府委員(河野一之君) 今後の補正予算の問題でありまして、今後補正

正予算を出すか出さないか、これは私のあずかり知らんところであります。が、そういう場合において、豈これのみならず、その他すべての問題について十分再検討しなければならん必要はあるであらうと考えております。

○西田隆男君 そういう抽象的な一般的な御答弁でなくて、もう少し、この問題は一般鉄道の臨時措置法に関する部分に極限される議論になつておるのですから、そういうお感じについて御答弁願ひたい。例えば突例を申し上げます、農林省に公共事業費の予算が三百億ほどあると、こう仮定しますね。それは要求される場合は、三百億要求されるか、四百億要求されるか、これはわかりません。その中に一般鉄道の復旧の予算が農林省の負担として仮に五億入つておるといふ場合には、大蔵省としては、今の河野さんのお話によると、一般的に限られた公共事業費は出されないと、四億四千万に削つてしまつたという状態にならないとも限らない。これが一般的な考え方のだらうと思ふのですが、そういう際、特に河野主計局長も今日来ておられるのだから……、これは決して生やさしい法律じゃありません。だからして農林省から五億要求して、このものとして要求されたものを五億だけ確保してほかのものを削る、削る場合は、そういうふうな考え方です。予算の編成をしてもらわないと、一般鉄道の復旧というところが、法律はできたが有名無実でできないというふうな、全然できないというところはないのだろうか、この法案に示されておる通りに、十一年でできるということとは殆んど見込みはないとい

うふうに私は考えられる。だからそういうふうな感覚で今後予算の査定の場合にはやつてもらいたい、それとこれほど一般鉄道の復旧法の審議されるべきから問題になつておつたにもかかわらず、現在まで予算ができていないというところは遺憾な話であります。この前に企業合理化促進法が議員立法でできた。これは大蔵省は反対しなかつたが、併し議員立法で、予算措置が二十七年十億八千万何百万円か、ちゃんと本予算に組んである、これは実に怪しからん。何も予算に組んだのが悪いということじゃありません。議員立法であつても通るかどうかわからない。而も企業合理化促進法に十億数千万円が二十七年の一般予算に組んである。それにもかかわらず、今度は政府機関で、関係五省のものが集まり、次長が課長を知りませんが、とにかく五省が連絡をとつて、五省納得してできている。而も政府提案で出ている。これに対して予算の問題については、大蔵省のほうでは何ら関心を持つておらないというふうなことは、私にはどうしても常識的な判断ができない。従つて河野さんに責任を持たせるわけではないけれども、今日見えておるから、そういうふうな感覚で、今後一つ予算の編成に當つては便宜を取らつてもいい。あなただけでやりましようという答弁はできないと思ふが、そうやつてもらいたい。でなければこの法律を作つても意味をなさぬ。私はこう考える。若し河野さんに別な御意見があつたら別の御意見を伺ひたい。なかつたらもう御返事は要りません。

○政府委員(河野一之君) 御趣旨の点

はいろ／＼御尤もな点もあります。が、将来のことはいざ知らず、現在の段階において、この一般鉱害の分について、補正予算を組むということをお約束するわけに参らんかと思つてあります。

○西田隆男君 農林省のほうにもう一通お伺いしたいのですが、今までのお話を聞いておると、私はこの一般の鉱害が通つた場合の復旧の金額の問題は、なか／＼やりにくいと思ひます。

農林省としては、若しこの法律が通つて、金が要る段階に來た場合に、現在の公共事業費の中から農林省として負担されるものと予定される金額をお出しになる心構えがあるのかないのか、それを一つお伺いしたい。

○説明員(谷垣一君) これは少し基本論になるかも知れませんが、農林省といひましては、この予算をこの省で要求するかどうかという一つ問題になるかと思ひます。と申しますのは、これは元來が鉱害復旧の仕事でありまして、鉱害復旧の仕事であるという建前、或いは又納付金その他の徴収、或いは算定等の問題、或いは又鉱業権を許可いたします場合、或いは採掘方法をい／＼と認可いたしますような場合、つまり石炭を掘れば必ず土地の陥落が起きますという因果關係があるわけでありまして、そういうような立場から考へてみまするといふと、これは通常の天然災害と同様に、農林省が予算を要求することは筋が少し違つておる。又その非常な緊要な状況から申しても、通産省で御要求になることが筋が通つておるのではないか、かように実は考へておるわけでありまして、勿論農林省のほうとしましては、農地の復

旧ということ自体についての問題、或いは又それに対する関心、又それに対する技術、そういうものにつきましては、これは責任を負わなくちゃならんといふことも、これもよくわかります。従ひましてい／＼その間に問題はあろうかと思ひます。特別鉱害のこと自体からすると問題があるのではありませんが、特別鉱害に比べれば、今度の鉱害は全鉱害に亘りまして、鉱害の限定をいたしておりません。單に現在累積しておるだけの鉱害ではないのであります。これから進行して行く鉱害自体に對しても問題があるわけでありまして、従ひまして農林省といひましては、そういう問題すべてについて、その復旧工事の予算要求の責任を農林省が持つことは、いささか筋道も違つておるのではないか、かように考へております。従ひましてこれはこの法律案を作り出す経過にそれが非常に重要な問題と相成りまして、私たちのほうからは、通産省のほうに對しまして、そういう意思表示をいたし、關係各省で議論をいたして、よく打合せをしようといふことに相成つております。ただ今御指摘になつておりますやうな、それならば、復旧工事の實際の査定その他が、どのように行かぬかということについて通産省のほうから農林省のほうに御意見の御照会がありましたやうな場合に、それについて十分に御協力を申上げるといふことは、これは決してやぶさかではないのであります。むしろ私たちのほうにいたしまして、そういう問題について、進んでい／＼なデーターを差上げて行く、かようなことにいたすべき筋合いかと考へております。そういうやうなことで、数字

その他の問題につきましては、これは通産省のほうでもお調べの数字もあるように思ひます。又私たちのほうでも調べておる数字があると思ひますが、直接に大蔵省に對して、どれ／＼の予算を要求するといふことについては、農林省としては、現在考へていないわけでありまして。

○西田隆男君 もう質問しても駄目でしょうから、委員長で、安定長官と大蔵大臣と建設大臣、農林大臣、通商大臣、この五人の關係をこの委員会に呼んでもらいたい。午後でいいです。五人の關係に一つ、もう少し突つこんで方針を開きましよう。今の状態では、方針が何らきまつてないといふことじや、この法律の審議ができません。これは一人々々が揃つて來てもらいたい、開議と同じように……ここで開議を開かせる。でない、こんなことではこの法律が審議できない。この法律が通つた裏付けの金の問題が各省まちまちの意見だといふことは、この法律を審議しても何にもならぬ。

○委員長(竹中七郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。只今西田委員から、建設、安本、農林、通産、大蔵の五大臣を呼ぶことの動議が出ましたが、御異議ございませんか。

○委員長(竹中七郎君) 是はさういひまして、午前はこの程度で休憩いたしまして、午後は一時半から再開いたします。

午後三時三十分休憩
午後二時四十四分開会

○理事(小林英三君) 休憩前に引き続きまして、通産委員会を再開いたしまして、臨時石炭鉱害復旧法案を議題に供します。質問を願ひます。

○石川清一君 通産省にお尋ねいたしますが、この鉱害の原形復旧は、現在のところ目前の被害を、現在目に見えておる被害を処理するといふ臨時的なものだと思ひましたが、大体十年くらいを予定されておるこの事業団が、現在私の聞くところでは、二百三、四十億もの損害があると聞いておりますが、その何割くらい処理解決ができるのですか、お伺ひいたします。

○政府委員(中島征帆君) 二百三十億の中で、十年間の間に全然まだ安定しないといふものがございまして、そういうのについては工事をやりましても無駄になりますので、安定しない部分を除きまして、十年間の間に安定する部分だけ復旧する、こういうことでやりますと、大体およそその半分の半分くらいが復旧できる、その半分の復旧するために、およそ十年という期限を切つてみた、こういう考へ方でございます。

○石川清一君 この事業団の經費は、主として鉱業権者の、いわゆる加害者の納付金で賄うようになつておりますが、納付金というものが、現在のところ最高どのくらい一年見込まれるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 当初年度といたしまして、具体的な例について申上げますと、本年度、これは事業団がございまして、實際工事を始めますまでに、若干準備期間も要りますから、およそ本年度は、通常年度の四分の一程度の工事をやる、こういう前提

をとりまして、工事費全体を三億三千九百万円と予定しております。それに對しまして補助額が一億九千万円、従つてその差額の一億四千万円程度が当初年度、つまり四月分分に相当する鉱業権者の納付金だと、こういうことになるわけでありまして。

○石川清一君 事業計画に従つて復旧する場合に、總体的に、普遍的に復旧をするのですか。それとも重点的に一年ごとに個所を完成と言ひますか、完全にして復旧して行くという、こういう形をとるのですか。どういう形で復旧計画を立てるのか。

○政府委員(中島征帆君) これは、復旧基本計画を作るとき、そのときの成り行きによるわけでありまして、實質的には各事業ごとの、例えば農地ですと建設省といふもの、土木關係でありますと建設省といふものが、それ／＼鉱害に關する復旧事業に關しまして、一つの方針があるわけでありまして、その方針に則するやうな計画を作る、こういうことになるわけでありまして、それを具体的に申上げますと、これはそのときの事情々々によつていろいろな考へ方が起り得ると思ひますが、關係する市町村の數も相當な數に上りますし、現在の數にいたしまして、九州だけで四県、山口まで入れますと五県ということになりまして、單に理論的に、この地区の鉱害が一番程度が激しい、従つて先づこれを復旧して、その次にその次の程度のところに移るべきものだといふやうなことが果してやれるかどうか、或る程度はこれは各地方にばら撒きまして、全体的に少しずつ復旧して行く。勿論少しづつと言ひまして、工事期間そのものを

延ばすということではなくて、工事を小分けにいたしまして、どの地区でも或る程度工事が行われるというようにすべきだという考え方も出て来ると思いますが、そういう二つの考え方を適当に調整いたしました復旧計画ができておると思ひます。その調整するときの目的は、安易というものは、やはり各主務官庁で持つておられます公共事業費の優先順位その他によつて行われるということになつておられます。

○石川清一君 大体復旧計画は小分けにするといふことは、実際問題として私も妥当かと存じますが、事業は小割りにすればするほど、やはり事業の精密といふものが、完全といふものが、そういうものが深くなつて行きます。最後に納付が少なくなつて場合、いわゆる予定だけなかつた場合、相当部分がこの法律では工事が施行できない、こういうような結果が起きると思ひますが、そういう懸念はございませぬか。

○政府委員(中島征帆君) 納付金は、この工事費と無関係に、減収額に対応した一つの計算方法で算定して賦課するわけでありまして、これが完全に取り込まれても、実際の工事の費用はそれより増減することもあると思ひますし、その他のことも考慮いたしまして、或る程度の赤字補償と申しますか、準備金と申しますか、そういうふうな趣旨において或る程度の金額をそのうちから控除いたしまして、将来に備へるということも一応考えられると思ひます。それから実際のやり方につきましては、これは納付金を納めた場合に初めてこの工事にかかるというふうな手段を講ずることになると思ひま

す。これは復旧基本計画には載りませんが、その鉄業権者が当然負担すべき納付金を納めない場合には、その工事の着手というものは先に延ばすということになりまして、従つてその点につきましては、被害者はそれだけ鉄業権者の行為によつて非常な迷惑を蒙るわけでありまして、併し事業団として、鉄業権者の非常な悪い意思によつて不当の損害を蒙ることのないように、一応そういう手段を講じながら、且つ併せてこの納付金の徴収に關しましては、国税滞納処分の手續を併せ並行いたしまして、十分これを徴収するようにする。こういうふうなまあ三つの補償的な方法を以て最終的に事業団が赤字で收拾に困るという事態が起らないようにするということになつておられます。

○石川清一君 今の問題を少し突き詰めてみたいと思ひますが、それでは鉄業所有権者は、一定の納付金を全納すれば大体それで免責されるというふうな形になると思ひます。その場合に被害者が家庭その他の事情で、転業しなければいかんようになった場合、そこを去らなければいかんようになった場合、いわゆるその当然受ける権利というふうなものはやはり譲渡するなり、或いは貸與するなり、或る程度その土地を農耕しておるときだけの所得というものが起きて来るのでありますが、そういう点についてお考えになつておられますか。

○政府委員(中島征帆君) 御質問の趣旨ははつきりつかぬいかも知れませんが、工事をいたしますために、乃至一時場所を去らなければならぬ。従つて移転費も要れば、耕作もできない

ということのために起きる損害は、勿論これは鉄業権者のほうで負担すべき筋合のものではないと思ひます。又別の事情で以てその土地を去つて、ほかの人に譲るといふ場合においては、これは復旧基本計画に載りました復旧事業といふものは、その土地を復旧するといふことでありますので、所有者乃至経営者が変わつても、基本計画通りに復旧計画はなされるわけでありまして、従つてその土地が耕作者が變つたために、そのまま現状回復をしないで放棄するということにはならないのであります。

○石川清一君 そうしますと、鉄業法では金銭賠償はこれは恐らく対人賠償だと思ひます。ところが復旧計画では、何と言ひますか、土地を対象にしておるので、それが十年から十年間における時間的なズレ、そういうものから起るトラブルというものは予想しませぬか。

○政府委員(中島征帆君) 所有権者乃至は経営者の変更の場合におきましては、これはそういうふうな被害を受ける土地、或いは復旧されるべき土地といふものの権利をどういふふうに譲渡するかという、譲渡者と譲受人との間の問題でありまして、この法律の施行に關しましては、一応工事を進める、その工事の費用には鉄業権者乃至は補助金で以て賄うといふことで、工事の完成については、それは一応関係ないわけでありまして、それでは賠償責任関係はどうなるかと申しますと、当初の賠償請求権者、つまり農民である場合には、その耕作者といふことになりまして、鉄業権者はその耕作者に対して賠償義務を持つておるわけでありまして、こ

れは工事が完成すればその義務は免れる、こういうことになるわけでありまして、ところがその場合の耕作者がAからBに変わったという場合におきまして、Bの耕作者がどういふふうな権利を譲り受けたかといふことについて、その間の事情は變つて来るかと思ひます。仮に全然前の鉄業といふものと關係なしにその土地を譲り受けておる場合には、やはりその対価の点が問題になります。また復旧工事が完了してない場合におきまして問題のあった場合に所有権者が持つておる。その場合はその土地の主になり、その事業団なりに対して請求する、こういうことになつておられます。但しその場合におきまして、請求権は相変らず前の所有者が持つておるという場合におきましては、新しい所有者は請求することはできませんから、従つてその場合にはそういうふうな譲渡をなされる場合におきましては、譲渡価格といふものはおのずからそこで異なつて来て、請求権を伴わない場合におきましては、当然安く譲り受けることができ、こういうふうな法律關係になるんじゃないかと思ひます。

○石川清一君 そうしますといふと、復旧事業団ができて、その計画がはつきり出た上で鉄業権者から納付金が出たという場合には、完全に復旧するといふ一つの義務が生じ、復旧してからもらうという権利が被害者の中からはつきり出て来る、こういうことはこの法律で立証しておりますか。

○政府委員(中島征帆君) この法律の中では、鉄業権者が納付金を納付いた

しましても、工事が完了し、その他一時補償等の手續が完了するまでは、鉄業権者と事業団と双方が責任を持つておるといふ建前になつております。但しまだ事業団が正当な手順で以て事業を遂行しておる間は、鉄業権者には請求できないといふことで、鉄業権者に対する請求権は停止されておりますが、それ以外の点につきましては、やはり鉄業法の法上の権利義務といふものがそこにあるわけでありまして、この法律に直接規定してありませんけれども、鉄業法上によつて当然に鉄業権者と、それから被害者との賠償關係の権利義務は存続するわけでございます。

○石川清一君 その場合に、被害者の復旧請求権といふものが消滅されることとが予想されるのですが、この七十五條のこれだけでよろしいですか。それともこれには不備な点があると思ひになりませんか。

○政府委員(中島征帆君) 七十五條で消滅するといふふうに明瞭に書いてあります。場合といふものは、簡単に申しますと、復旧工事が完了いたしましたので、地方が十分元々通りに回復したと認められる場合、こういう場合に消滅させるというのが本旨であります。ただ工事のやり方如何によりましては、地方が十分回復できない場合がございまして、その場合には回復するまでの補償金なり、或いは永久に回復しない分につきましては、一時補償金を支拂いまして、回復しない不足部分については、消滅するといふことになりまして、従つて一応このあとの場合におきましても、回復しない部分につきましては、計算上の損害につきまして、完全に賠

償いたしますので、この場合におきましては賠償請求権を消滅させても差支えない。従つてこの七十五條の規定というものは、別段に不備がなく合理的なものだと考えます。

○石川清一君 少し前のほうに戻りますが、一応大きな区域を立てて、事業団の復旧区域をきめておきますが、その中で鉱業権の採掘権の消滅する人ができるとか、或いは租賦権の消滅が起きて、当初計画のときと、鉱業権者に大きな移動が生じたというような場合は予想されますか、されませんか。

○政府委員(中島征帆君) これは常に予想されるわけでありまして、鉱業権の消滅或いは租賦権の譲渡の場合におきましては、いずれもその承継人がやはり賠償責任を継承するという原則がございます。但し消滅の場合、その他鉱業権者の破産等の場合におきましては、鉱業権者が全然行方不明であり、或いは完全に支拂能力のないという場合におきましては全然鉱業権者から納付金等を取ることが事実上不可能でありまして、そういう場合におきましては、地元の公共団体からその負担金をとりまして復旧工事をやる、こういうふうなやり方になっております。

○石川清一君 政府はそういうような場合に備え、或いは現在採掘中の所で事業計画も立つていないもの、そういうものも含めて当然政府の責任において予算的措置をとらなきゃならん。こういうようなことはこの法案を作るときにおえになりましたか、どうですか。

○政府委員(中島征帆君) 只今のような鉱業権者の不明なり、支拂能力の欠除というような場合に対処しまして、

国と地方公共団体とで協力して鉱業権者の負担すべき部分を分け合うというふうな趣旨で、大体予算請求等の場合につきましても、請求をいたしておるわけでありまして。

○石川清一君 七十一條では、市町村は、事業団の申請によつては納付金或いは賦課金の徴収をし、滞納処分をする、こういうふうに出て、はつきりなつておりますが、先ほどもお話がありましたように、民法上の機能的方法人とこれが一緒にになりまして、完全に滞納処分を整理するというようなことができるとお考えになりますか、その点については疑問を持たれますか。

○政府委員(中島征帆君) これは完全に遂行できるというのを言うべきであらうかと思いますが、実際問題として必ずしもそう行かん場合も当然あると思います。それにつきましては、やはり先ほど申しました準備金等の措置によつてカバーするというのを考えなければなりません。ですからただ初めからこういう措置をとりまして、徴収できない部分が残るであらうというところは予定するわけには参りません。やはり我々といましては、完全に徴収をするという建前の下に進めたいと思つております。

○石川清一君 現在のような、何といひますか、情勢の中では、国税庁の第一番という国税ですら容易に取れない。ところが鉱業権者或いは事業団にしても、自分の非常に困難な徴収を委任をするといひますか、委任をするかたが多く現われて来ると思ひます。そうしますと、最も大事なものを一番弱い自治体におつかふせて、そうして結局

は工事のスムーズな進捗がない。工事が滞滞を来たすというふうなことの責任が、挙げて市町村の納付金或いは賦課金の徴収の能力によつて行くような傾向があつて、結局はその加害者の住んでおる公共団体が最後の跡始末をするということになつて、しまいに何もしてもらえない。而も持つて行く所がない。こういうふうに思うのですか、どうですか。

○政府委員(中島征帆君) 事業団は自分できちんというふうな手続をとらないまでも、支出義務者に対しては納付金の請求或いは徴収をすることができなければならないと思ひます。その努力を十分いたしまして、大体目標通りの納付金を納められるということを持つて行くわけでありまして、ただそれ一点張りでは強制力がないという意味で、かなり不備なことになりまして、徴税の滞納処分の手段をとる、これにはやはり今そういう実務に慣れております。又その最も適当である地方に頼むわけでありまして、併しそれもお話のように、いろいろな事務の関係等で、十分でない場合もありますので、七十一條の二項にございますように、三ヵ月以内にその処分が行われない場合におきましては、通産大臣の認可を受けて、事業団自体がこういうような手続によつて処分をするということも考えられるわけでありまして。

○理事(小林英三君) ちよつと石川さんに申し上げますが、只今本会議が再開されておられますので、議長から、この法案については、委員会を差しとめる通

知をしておるのであります。あなたの御質問がそう長くなければ継続したいと思ひますが、余り長いようでしたら、委員会を閉じたいと思ひますか……。

○石川清一君 ちよつと速記をとめて下さい。

○理事(小林英三君) 速記をとめて。

○理事(小林英三君) 速記を始めて。

○石川清一君 今の場合、最後のになりまして、二割或いは三割の納付金がかつた。七割しか実際の納付金がかつた。事が六割しかできなかった。こういうようなことも予想されるのですが、その場合に通産省は、或いは農林省は、大体始めに計画したような形に全部の事業団の区域を完全復旧をする責任がこの法文の中で現われておりますか。足りない部分を国が、まあ通産省でも農林省でもいいのですが、何かの名目で同じような形で復旧するということがこの法律の中で現われておりますか。

○政府委員(中島征帆君) 先ほど申しましたように、要するに支拂能力のない場合、或いは鉱業権者不明によつて、全然徴収ができない場合におきましては、国と市町村とで負担いたしまして復旧するという規定があるわけでありまして、この場合におきましても、納付しないという事実が、今のうちに本当の支拂能力がないのであるか、或いは鉱業権者がどこかに行つてしまつてわからぬという場合におきましては、今のようないふ場合におきましては、今のような点においては措置ができておると思ひます。それ以外の場合におきましては、やはりそこに鉱業権者もあり、又能力を持つておるわけであり

ますから、強制的な手段を講じまして徴収をするということによつて、大体計画通りのものを遂行できるということになつております。

○石川清一君 最後のものはわかりましたが十ヵ年計画と聞いている中に一応ボタを入れその上に土を置いた。而もその土が強度の酸性土壌か、その他非常に無機質の土地であつて、復旧したものの生産高は三分の一か或いは四分の一しか達しない。而も三年で打切られるという、これには満足できない。こういうようなあとに残つておる事業計画の中に入つておる人がこれを拒否することができませんか。

○政府委員(中島征帆君) 只今の設例におきまして、例えば或る工事をし、その結果百パーセント効用が回復するといふふうな予定で始めましたところが、実際やつてみると、二割か三割はどうしても回復しない。こういうような場合におきましては、工事が完了いたしましたときに、農林の関係の専門家が、大体この工事乃至はこの現状において、どの程度回復したかというところを認定するわけでありまして、その場合には、いろいろな事情を考慮いたしまして、例えばこれは一割だけは回復しない。その一割が回復するまでには五年間を要するということであれば、その一割は五年間補償をするわけでありまして、又その一割というものが永久に続くといふことになれば、又その永久に相当する額を一時金に換算いたしまして支拂う、こういうふうにはいたしまして、不足部分につきましては金銭賠償といふことで片附けるわけでありまして、ただそういうふうな認定をいたしますのが工事完了の時

ありますから、それ以後実際に工作いたしました、果してどうなつたかというこの実績をとりますと、当時の認定と変つて来ることもございますので、特に三年間という期間につきましては、被害者は実際当時予定されておつたような効用が回復されてなかつたというようにおきましては、更に再調査を請求いたしまして、いまだそこ認定をして行く。その場合に、若し前の賠償が不足であれば、實際追加して行くということになつております。従つて三年間という期間は、

実際実績を見るのは、三年間というものをいけば、その先何年間というものの予想がつく、それがあと何年で回復するか、或いはどの程度の減収が永久に続くかということ、一年、二年、三年という三回の收穫を挙げたのちに於いては、これは専門家が現れば相當確実な予想がつくということ、三年間に一応その再検討をするという規定を置いたわけでありま。

○石川清一君 その場合には、十一年を一応予定されておりますが、年々別に一年々々に検定するのですか。それとも最終的に検定するのですか。農林省の検定を受けるというのは、いわゆる被害者と事業団が同意の上で検定を受けるのですか。その場合にどういう形で検定を受けるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 検査をしますのは、工事が完了しましたときにすると思ひます。従つて毎年工事が完了するたびに方々の検査を行います。それから三年以内において被害者から再検査の請求があつた場合には又やることとなります。検査のやりかたにつきましては、これは農林省からお答えに

なつた方がよいと思ひますが、勿論農林関係の専門家と、それから関係者と申しますのは勿論被害者も入るわけでありまが、そういうものが立会いまして、どの程度の回復状況であるかということを検査するわけでありま。

○石川清一君 工事の中途において、予想以上に費用がかかつたというような場合には、工事を中止するというようなこともあり得るのですか。

○政府委員(中島征帆君) そういう場合はあり得ないと思ひます。

○石川清一君 あり得ない。一応計画を立てましたら、それはもう十一年は、一応事業団の計画だけはどこまでもその計画に基いて実施する。従つて被害者の意見は、一応予定した計画の終つた上でなければ取上げられないと、こういうことになりま。

○政府委員(中島征帆君) 今申しましたのは、工事の中途において経費が上つたために中止することはないと申上げたのであります。復旧基本計画そのものは、これは毎年々々その年度のものをやるわけでありま。基本計画を作りまして、実際の工事にかかる場合には、更にその前に実施計画があり、それから實際着手するという段階があるわけでありま。實際着手する場合には、実施計画につきましても、基本計画につきましても、変更ということはありません。

○石川清一君 それでは、私も今思ひついたので、討論をやるなら、説明も聞いていなければ困ると思ひますので、ここで中止して頂けませんか。

○理事(小林英三君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

昭和二十七年九月五日印刷

昭和二十七年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局